

「京竹工芸」「京七宝」が伝統的工芸品に指定 ～経済産業大臣が定める伝統的工芸品として新規指定～

■ 「京竹工芸」と「京七宝」が、経済産業大臣が指定する「伝統的工芸品」に指定されるとともに、すでに指定を受けている「京人形」の対象に新たに「屏風」が指定されましたので、お知らせします。

1 伝統的工芸品の指定について

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、経済産業大臣が伝統的工芸品として指定し、指定を受けた工芸品産地では、国の支援を受けた需要開拓などの振興事業を実施することが可能となります。

(指定の要件)

- ① 主として日常生活の用に供されるものであること
- ② その製造過程の主要部分が手工業的であること
- ③ 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること
- ④ 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること
- ⑤ 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること

2 新規指定品目の概要

(1) 京竹工芸

京都は良質な竹材が育つ風土条件に恵まれ、古くから竹の都として知られてきており、特に室町時代以降は茶道・華道文化の隆盛に伴い、竹を使用する籠や花入れなどが作られ、籠編みや丸竹加工の技術も発展してきた。現在も伝統的な技術・技法が継承されており、26社、127名の従事者がいる。



花籠



竹花入れ

(2) 京七宝

京七宝は、金属で作られた器の表面にガラス質の釉薬を高温で焼きつけ、表面を加飾する技法によって作られる工芸品であり、花瓶、盃、飾り金具、装身具等、様々な製品がある。

京七宝は室町時代に産業として成り立ち、明治になりドイツ人ワグネルにより釉薬の改良がなされ、その釉薬を使い並河靖之が有線七宝の技法を使い世界で賞賛される七宝を作った。現在もその伝統的な技術・技法が継承されており、14社、44名の従事者がいる。



花瓶



アクセサリー



飾り金具

3 指定内容の変更品目（京人形）

昭和 61 年 3 月 2 日付けで伝統的工芸品の指定を受けた京人形について、現行の告示では「人形」及び「甲冑」のみが指定されているが、「屏風」などの小道具も、古くから雛人形や五月人形と一体となる調度品として製造されていることから、小道具も含め、その製造技術や技法、製造工程を次世代に継承していくため、指定内容に追加する。

※屏風製作の工程



骨縛り

⇒



下張り

⇒



屏風の完成

【本報道発表に関するお問合せ】

商工労働観光部染織・工芸課 課長 中埜 電話 075-414-4855
課長補佐兼係長 高柳 電話 075-414-4869

